

宮崎フードイベントサポート協会（フードカー協会）会員規約（平成30年3月1日制定）

■ 第 1 章（総則）

名称

本協会は、宮崎フードイベントサポート協会（フードカー協会）と称する。

目的

第 1 条

本協会は、宮崎のイベントを有志と共に盛り上げることを目指す。

1. キッチンカーのイメージアップを図り、出店募集の簡素化を目指す。
2. イベント出品に地産地消を出すことを目指す。
3. 行政、各種団体、各種法人、とのつながりを構築し、新しいビジネスの育成を図る。
4. お客様への安全、安心が約束出来る体制づくりと道路交通法、食品衛生法等のコンプライアンス体制確立を図る。

■ 第 2 章（役員・会員）

役員は会長・副会長・事務局長(会計・経理)・支部長・相談役・幹事とする。

会員の種別

第 2 条

法人、個人を問わず、協会の主旨、目的に賛同し、協会が認めたものを会員とする。
会員は、正会員と友達会員に分類する。

会費・登録料・手数料

第 3 条

友達会員は登録料 2,000円、年会費は無料とする。協会に手助けしたいと考えている法人、個人

正会員は年会費を有料とする。正会員になるには、友達会員を1年以上した者とする。
手数料は、1日または1クール最大1000円とするか、売上の10%を選ぶことができる。
会費・登録料・手数料については、理事会の承認によって変更される場合がある。

入会申請手続き

第 4 条

入会申請手続きは、原則として法人・個人とも協会の WEB サイト上の入会申請書にて申請するものとし、入会申請をするものは、会員規約ならびに移動販売車の出店ガイドラインに同意したうえ、必要書類を添付する。

入会審査

第 5 条

入会審査に於いては正会員の審議を受けるものとする。

営業上のコンプライアンスを遵守していないと判断した場合や、反社会的組織・集団に属する者及びそれらに準ずる団体に属する者、並びにそれらの組織・集団・団体に

属する者と交際があると協会が判断した場合、並びに協会が会員として適当でないと判断した場合、入会を承認しない。

退会

第 6 条

退会は、法人・個人とも協会への退会届の提出があれば、自由に退会出来る。但し、退会后 1 年間は再入会を不可とする。

資格の喪失

第 7 条

会員は次の各号の ひとつに該当するときは、その資格を失うものとする。

1. 退会
2. 協会の解散、整理、和議の申し立てがあったとき
3. 除名
4. 個人の廃業
5. 反社会的組織・集団に登録をしたとき、交友関係を持ったとき

除名

第 8 条

会員が営業上のコンプライアンスを遵守せずに、次の各号のひとつに該当するときは、協会の決議で除名することがある。

1. 協会の信用を失墜させる言動に及んだ場合
2. 協会の名誉を著しく毀損(きそん)する言動に及んだ場合
3. 協会の活動を妨害する言動に及んだ場合
4. 道路交通法や食品衛生法、その他の法令に反する営業をした場合
5. 社会通念上好ましくない営業を行い、改善指導を受け入れない場合
6. 新たに反社会的組織・集団に属した場合及びそれらに準ずる団体に属した場合、並びにそれらの組織・集団・団体に属するものと交際を始めた場合

■ 第 3 章 (役員)の職務)

第 9 条

会長は協会を代表し会務を総括し、副会長は会長を補佐するものとする。

第 10 条

事務局長は運営管理の責任者として協会の発展と会員企業・事業主の事業発展に貢献する。

役員任期

第 11 条

役員任期は 1 年とし、再任を妨げない。

会長選出は、正会員の無記名投票にて決定することとする。

他役員は、会長が任命を行う。

■ 第 4 章（会議）

第 12 条

協会の定例会議は、年度 1 回の正会員の運営会議とし、その他については、臨時招集とする。

■ 第 5 章（会計）協会の運営費と役員手当て

第 13 条

協会の運営経費は次の収入によって支出する。

1. 正会員の会費
2. 会員の会への手数料
3. 事業収入

第 14 条

役員手当て

会長は年 20,000 円以下とし役員もそれに準ずる。総会にて決定する。

協会の会計年度

第 15 条

協会の会計年度は毎年 4 月 1 日より、翌年 3 月末日とする。

会計

第 16 条

協会の会計業務は、事務局が担当するものとする。

第 17 条

毎月の会長への報告、定例総会に会計、決算報告を行うものとする。

■ 第 6 章（事務局）

第 18 条

協会の事務全般を処理するために事務局を設け、必要な要員配置を行う。

第 19 条

事務局には統括責任者として、事務局長を置く。

第 20 条

事務局長は、協会事務局を統括し、運営委員は協会の円滑な運営を行う。

第 21 条 事務局は 宮崎市江平1-1-24 白いくまさん に置く。

必要な事務費は事務局の裁量をもって行うことができる。

■ 第 7 章（附則）

第 22 条

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

以上